在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

地域	領事官	管轄区域
［略］	［略］	［略］
中南米	［略］	［略］
	在セントクリストファー・ネービス日本国大使	セントクリストファー・ネービス
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
アフリカ	在エジプト日本国大使	エジプト
	在エスワティニ日本国大使	エスワティニ
	［略］	［略］
	在カーボベルデ日本国大使	カーボベルデ
	［略］	［略］
	在スーダン日本国大使	スーダン
	［略］	［略］

改正前

別表

地域	領事官	管轄区域
［同上］	［同上］	［同上］
中南米	［同上］	［同上］
	在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使	セントクリストファー・ネーヴィス
	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
アフリカ	［同上］	在エジプト日本国大使　エジプト
	［同上］	
	在カーボヴェルデ日本国大使	カーボヴェルデ
	［同上］	［同上］
	在スーダン日本国大使	スーダン
	在スワジランド日本国大使	スワジランド
	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

外務大臣　河野　太郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。